

岐阜市立藍川東中学校・藍東学園同窓会会則

(昭和58年4月1日施行)

(令和8年4月1日改正)

第一章 総則

第一条 本会は岐阜市立藍川東中学校・藍東学園同窓会と称する。

第二条 本会は事務所を岐阜市立藍東学園内におく。

第三条 本会は会員の教養と親睦を深め、あわせて母校の充実と寄与することを目的とする。

第二章 事業

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 総会
- 二 会報および会員名簿の発行
- 三 その他必要と認める事業

第三章 会員

第五条 本会は次の会員で組織する。

- 一 正会員 岐阜市立藍川東中学校および藍東学園の卒業生
- 二 特別会員 岐阜市立藍東学園の現職員および藍川東中学校の旧職員

第四章 役員

第六条 本会は次の役員をおく。

- 一 名誉会長 1名
- 二 顧問 若干名
- 三 会長 1名
- 四 副会長 2名
- 五 書記 2名
- 六 常任理事 若干名
- 七 理事 若干名
- 八 会計監査 2名

第七条 本会の役員選出は次の方法による。

- 一 名誉会長は現岐阜市立藍東学園校長を理事会で推薦する。
- 二 顧問は岐阜市立藍東学園の現職員を理事会で推薦する。
- 三 会長、副会長、書記、会計、会計監査は理事会で会員の中から選出する。
- 四 理事は卒業の際に各学級より男女各1名を選出し、常任理事は各年度の理事より1名を選出する。

第八条 役員任期は新役員選出までとする。

- 2 留任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときは補充することができ、その任期は前任者の残り期間とする。

第九条 役員任務は次のとおりとする。

- 一 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 二 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合にはこれを代行する。
- 三 書記は会務の記録をし、その他の事務を行う。
- 四 会計は本会の会計事務を担当する。
- 五 常任理事は会長を助け、会務および理事会の企画・運営にあたる。
- 六 理事は会長を助け、会務にあたる。
- 七 会計監査は本会の会計を監査する。
- 八 名誉会長および顧問は本会の諮問機関とする。

第五章 会議

第十条 本会は次の会議を開く。

- 一 総会
- 二 常任理事会
- 三 理事会

第十一条 総会は会員によって構成し、必要に応じて開く。

第十二条 常任理事会は必要に応じて開く。

2 常任理事会は会長、副会長、書記、会計および常任理事会をもって構成し、理事会の原案をつくる。

第十三条 理事会は必要に応じて開く。

2 理事会は会長、副会長、書記、会計および理事をもって構成し、事業計画、予算編成、役員選出その他の重要事項を審議する。

第六章 会計

第十四条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収益をもってあてる。

第十五条 正会員は卒業の際に、金100円の会費を納入する。

第十六条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第十七条 会計監査は該年度の会計を監査し、次回の理事会にその結果を報告し、承認を受ける。

第七章 その他

第十八条 本会の会則は理事会の決議をもって改正することができる。

第十九条 本会の会則は昭和58年4月1日から発効する。

令和8年4月1日一部改正、同日施行

役員	会長 渡部 彰規	令和7年度理事	常任理事
	副会長 山下 仁久		
	” 深山奈都美	1組 瀧本 來蒼	小林 瑠緒
	書記 磯部 浩子	2組 兼松 輝	永田 倖花
	会計 塚田 生明		